

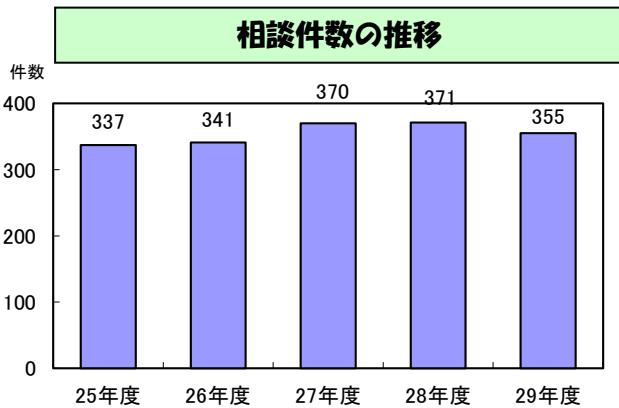


消費生活センターだより

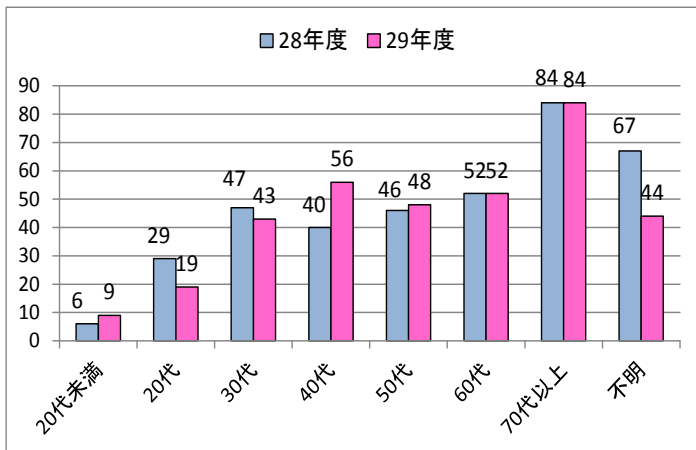
■編集・発行 稲城市・稲城市消費生活センター運営協議会 ■問い合わせ 稲城市市民協働課 Tel.378-2111(内線 272)

平成29年度消費者相談概要

平成29年度に稲城市消費生活センターに寄せられた相談件数は355件となっており、年度別相談件数の推移は以下のとおりとなっています。



年代別相談件数



全体の件数は昨年比で、16件減少しています。それにも関わらず年代別相談件数を見てみると、60代、70代以上の相談者は昨年と同数で、合わせると全体の38%になります。比率としては上がっていることになり、高齢者の方からの相談は依然として多いことがわかります。20代、30代は減少していますが、20代未満の相談は増えています。稲城市では昨年度、市内の市立中学

校6校の3年生対象に、消費者被害防止のための講座をおこないました。将来の消費者トラブルを防止するため、引き続き契約についての知識や相談方法などの啓発を行っていくことが重要と考えます。

相談件数上位5分類 (商品・サービス名別)

1位 運輸・通信サービス 87件

(アダルト情報サイトの不当請求、インターネット通信サービス、運送サービス等の相談)



2位 教養娯楽品 34件

(パソコン・パソコン関係用品、電話機、時計、学習教材、印刷物、映像製品、スポーツ用品等)

3位 食料品 25件

(健康食品やサプリメント、酒類、魚介類等)

4位 商品一般 22件

(多重債務、行政機関を装った不審な請求、店員の対応、身に覚えのない代引き商品について等)

5位 土地・建物・設備 21件

(土地、住宅等の建物、住宅構成材などの住宅設備)

相談件数上位5分類をみると、運輸・通信サービスに関する相談は最も多く、その中でも「有料動画サイトの料金の未納料金の不当請求」が大多数を占めています。3位食料品は、安いと思って食品やサプリメントを注文したところ初回のみ特別価格だったという相談が昨年に引き続き多く寄せられました。4位商品一般は、公的機関を騙り、訴訟に関する文言の記載されたはがきを送りつけ、金銭を要求する事業者に関する相談が含まれています。5位土地・建物・設備には、所有する山林や別荘地(=原野)と別の山林とを交換売買させる原野商法の相談が寄せられました。

おかしいと思ったらまずは消費生活センター
や全国共通の電話番号「消費者ホットライン」局
番なしの「188」にご相談ください。

困ったときはお気軽にご相談ください。

稲城市消費生活センター

相談電話 **042-378-3738**

月～金曜日 午前9時30分～正午、
午後1時～3時30分



特殊詐欺にご注意！

特殊詐欺とは言葉巧みに相手をだまし、預貯金口座へ振込ませるなどして、現金等をだまし取る詐欺です。オレオレ詐欺や振り込み詐欺や特殊詐欺、金融商品等取引名目の特殊詐欺、ギャンブル必勝情報提供名目の詐欺、異性との交際斡旋詐欺などがあります。



オレオレ詐欺の場合、詐欺師たちは被害者の住所や電話番号を、学校の卒業名簿などから手に入れて電話を架けている場合があります。息子や同級生の名前、卒業した学校名などは当然知っているかと用心する必要があります。

- 「携帯電話の番号が変わった」、「風邪で声がおかしい」と相手が言う場合は振り込み詐欺の可能性がります。必ず家族本人の番号に電話をしてください。常に留守番電話にしておくのも一つの方法です。
- ご家族間で、特殊詐欺について話し合い、「合言葉」を決めるのは効果的です。ペットが居ても居なくても名前を互いに聞くとか、庭に咲いている花は？など。
- 警察や市役所、銀行協会など公的機関を騙って電話があります。その電話番号を信じることなく電話帳などで調べ、その公的機関に直接確かめましょう。
- 警察や公共機関があなたの銀行口座番号やクレジットカードやキャッシュカードの番号、暗証番号を聞くことは決してありません。

- 心当たりのない請求や、送り付け商法などは消費生活センターに相談しましょう。

万が一被害に遭ったときは警察と振込先金融機関にも連絡を！

参加者募集します！

『夏休み親子工作教室

オリジナルLEDランプを作ろう！』

講座では、すまいのランプ（白熱灯、蛍光灯、LED）の種類や仕組みを通じ、エコ・省エネも学べます！

日時：8月24日（金）14時30分～

会場：中央文化センター2階 講座室

定員：親子20組（小学校4年生以上）

今年は、『家型』のランプを作ります！

（申込方法等詳細は「広報
いなぎ7月1日号」をご確認
ください。



法務省の名称を不正使用する「はがき」にご注意！

「法務省管轄支局民事訴訟管理センター」「法務省管轄支局国民訴訟通達センター」などの名称で、消費者宅に架空の民事訴訟案件のことを記載したはがきを送りつけ、最終的に執拗に金銭を要求する事業者に関する相談が各地の消費生活センター等に寄せられています。

アドバイス

- 「法務省管轄支局」と称する事業者の実体はなく、国の行政機関である「法務省」とも一切関係はありません。
- 正式な裁判手続きの通知がはがきで来ることはありません。
- 身に覚えのない訴訟案件に関するはがきを受け取った場合は、そのはがきに記載されている電話番号には絶対に電話しないでください。まずは、消費生活センターや、全国共通の電話番号「消費者ホットライン」188(いやや)、警察（#9110）にご相談ください。（消費者庁HPより。「消費者庁、法務省の名称」で検索すると関連記事がご覧いただけます。）